

## 回答書

質問 32 “診療を支障なく～”と回答がございます。この判断は、病院様となるので、SPD 業者が取り扱い業者を切り替える場合は、勝手に切り替えるのではなく、病院様に承認を得てからの切り替えと解釈してよろしいでしょうか？

回答 お見込のとおりです。

質問 33 単価契約相手が SPD 業者という事は、同業者仕入れの商品についても締結した価格を上回らなければ、SPD 業者が利益を確保しても問題ないという解釈になりますか？  
それともこれは手続き上の為であり、同業者からの伝票は、そのまま価格（利益は取らない）で請求するという意味合いでしょうか？

回答 問題ございません。